

港湾計画に係る環境影響評価の基本的事項の改正の概要

1. 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」関連

「触れ合い活動の場」について、施設や場の「状態」のみならず「利用の状況」も把握されること。

「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等の把握を通じた調査、予測及び評価が行われること。

地域特性に関する情報の把握に当たって、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握されること。

選定することとした項目及び手法について、選定の理由が明らかにされること。

項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野が明らかにされること。

国土交通大臣が定める「標準項目」、「標準手法」については、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とすること。

参考項目の設定に当たって踏まえた、「一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容」が明らかにされること。

項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、港湾計画特性及び地域特性等を踏まえ、行われること。

対象港湾計画に定められる港湾開発等に工作物の撤去若しくは廃棄が含まれる場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響が影響要因として整理されること。

調査法の選定に際して地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。

年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されること。

予測の結果と予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等との関係を併せて明らかにできるよう整理されること。

環境の状態の予測に当たっては、対象港湾計画に定められる港湾開発等以外の事業活動等によりもたらされる予測年次における将来の環境の状態を明らかにして行うこと。

予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度が把握されること。

評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにされること。

評価に当たって照らすこととした基準又は目標の考え方が明らかにされること。

参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた「一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容」と個別の港湾計画に定められる港湾開発等の内容との

相違が把握されること。

2. 「環境保全措置指針に関する基本的事項」関連

代償措置を講じようとする場合には、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにすること。

環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容が明らかにされること。

港湾計画の決定又は変更後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に依じて、事後調査の必要性が検討されること。

代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該港湾計画に定められる港湾開発等による影響の重大性に依り、事後調査の必要性が検討されること。

改正文については、「資料4」の新旧対比表を参照。